

令和 7 年第 4 回
吉田町教育委員会

日 時 令和 7 年 3 月 2 6 日 (水)
午後 1 時 3 0 分

会 場 吉田町役場 5 階会議室 2

吉田町教育委員会

目 次

議案番号	件 名	ページ
第 6 号議案	吉田町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	1
第 7 号議案	吉田町子どもと親の相談員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について	3
第 8 号議案	吉田町社会教育委員の委嘱について	5
第 9 号議案	吉田町公民館運営審議会委員の委嘱について	6

第 6 号議案

吉田町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

吉田町学校運営協議会規則（令和 4 年吉田町教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 26 日提出

吉田町教育委員会

教育長 山 田 泰 巳

吉田町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

吉田町学校運営協議会規則（令和４年吉田町教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１８条を第１９条とし、第１１条から第１７条までを１条ずつ繰り下げ、第１０条の次に次の１条を加える。

（報酬）

第１１条 委員の報酬は無償とし、費用弁償は行わない。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

第 7 号議案

吉田町子どもと親の相談員設置要綱の一部を改正する要綱の制定
について

吉田町子どもと親の相談員設置要綱（平成20年吉田町教育委員会要綱第3号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町子どもと親の相談員設置要綱の一部を改正する要綱

吉田町子どもと親の相談員設置要綱（平成２０年吉田町教育委員会要綱第３号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出しを「（業務時間）」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「４８０時間」を「６００時間」に改め、同項を同条とする。

第６条中「１，０５０円」を「１，２００円」に改める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。